

第9回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和3年9月24日（金）午前8時45分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員（13名）

1番 佐々木康二	8番 田中 信幸
2番 高橋 裕一	9番 舟山 賢治
3番 藤中 敏彦	10番 福田はるみ
4番 朴谷 和夫	11番 木下 和夫
5番 窪 郁夫	12番 太田 正人
6番 杉山 央	13番 住田 哲也
7番 荒川 敏幸	
5. 欠席委員（0名）
6. 議事日程

日程第1	議案第29号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第2	議案第30号	農地法第3条の規定に基づく申請許可について
日程第3	議案第31号	土地の現況証明書の交付について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦
事務局主任	福屋 翔太
8. 会議の概要 開会 午前8時45分

局長： 定刻となりましたので、ご起立願います。礼。

全員： 「よろしく願います。」

議長： それでは只今より、令和3年第9回当麻町農業委員会総会を開会いたします。稲刈り等も見てみますと8割9割終わった状況にありますし、私も含めて委員さんの中でもあと2日3日かかると伺っております。また、そ菜等の方も終盤戦にかかっていますが、昨日、一昨日の雨で日程が遅れている感じもしますが、本日はお忙しい中委員の皆さん、関係機関の皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。

今日もマスクを着用し3階ホールでの開催となりますが、コロナの方も少し落ち着いてきたかと思いますが、北海道は10月過ぎると寒くなってきますので、毎回言っていますが健康管理には十分気を付けて仕事をしていただきたいと思っておりますし、来月からはあっせんの方も出てくると思っておりますので、委員の皆さんにはご協力いただきたいと思っております。

本日の会議録署名委員は、議席3番、藤中委員、議席4番、朴谷委員にお願いいたします。

只今の出席委員は12名、高橋委員が遅れてくるとの連絡が入っております。

関係機関では、普及センターの近藤係長と農業センターの桑原所長と共済組合の田澤さんから欠席の連絡が入っております。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、日程第1、「議案第29号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」1件、日程第2、「議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」1件、所有権移転でございます。日程第3、「議案第31号、土地の現況証明書の交付について」3件、及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、議案第29号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第29号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の使用貸借の合意解約通知があったので審議を求めます。令和3年9月24日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、後ほどご審議いただきます、農地法第3条による売買のための解約でございます。

本件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

高橋委員入室

議 長： 只今、事務局より議案第 29 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 29 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 29 号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、3 ページの日程第 2、議案第 30 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたしますが、当麻町農業委員会会議規則第 8 条、議事参与の制限により、〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議 長： それでは事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和 3 年 9 月 24 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。当該農地は、国営の農地開発事業により整備された圃場ですが、売主、買主双方が耕作している圃場に、お互いの所有名義の土地があることが、この度判明いたしました。今回、〇〇さん所有地を〇〇さんへ売買することにより、この問題を解消するものであります。又、議案にありますとおり、売買面積と作付面積の差についてご説明申し上げます。別にお配りしております、「議案第 30 号説明資料」をご覧ください。緑色に着色されているのが、〇〇さんが耕作していた農地、オレンジ色に着色されているのが、〇〇さんが耕作する農地でございます。緑色、オレンジ色の畑の大半を占める、地番、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番、〇筆が〇〇さん所有農地、赤線で囲った斜線部分の〇筆が〇〇さんの所有農地でございます。造成当時から、緑色に着色された畑が〇〇さんの畑として作付面積が割り当てられていたことから、所有する地籍面積を上回る作付面積となっております。このような問題がどうして起きてしまったのかは、〇〇年以上も古いお話になりますので、経緯については不明ではありますが、この問題を根本的に解消するには、土地の所有権をどちらかにすべてを移転する方法が望ましいことから、今回、売主の申し入れに対し、買主が合意したことにより、農地法第 3 条による売買を申請するものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後に

おいても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第30号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第30号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第30号については原案のとおり決定をいたします。〇〇委員は、お戻り願います。

【〇〇委員着席】

議長： 続きまして、5ページの日程第3、議案第31号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。まず、番号1について事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第31号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和3年9月24日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、畑、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、8月30日、杉山委員と福田委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇号道路に面しており、所有者であります〇〇さんの旧ご自宅裏でございます。現地の状況は、裏手が山林ということもあり、風よけの樹木や庭木などが生育していることや、土地の形状が歪なこともあり、土地の一部分のみを家庭菜園として使用していましたが、〇〇へ転居されて以降、長年、農地として使用していないことから復元が困難な状況にもあります。これらの状況を踏まえ農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第31号の番号1について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第31号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。番号 1 については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。
続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 2、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、すべて田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、9 月 2 日、荒川委員と田中委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇線道路に面している、所有者の旧ご実家裏でございます。当該農地はもともと、〇〇〇〇番〇と併せての〇筆でありましたが、従前より農業機械や農業資材置き場などとして、農地としては利用していなかった部分でもあり、今回、分筆登記を行っております。現在、住宅を一般の方に賃貸しており、願出のあった土地につきましては、住人の方がお仕事用の資材置き場などとして利用しております。今後、現在、住宅にお住いの方に売却を予定されているとのことであり、当該農地は、数十年前から農地として利用されていないことや、今後も同様の利用が見込まれることなどから農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第 31 号の番号 2 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 31 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。番号 2 については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。
続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 3、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、9 月 7 日、藤中委員と木下委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、国道〇号と町道〇条道路交差点の角、所有者の旧ご自宅横でございます。当該農地は〇〇年以上前より住宅用通路と庭、納屋などが建っており、土地の半分以上が宅地化しております。又、所有者が数年前より、〇〇〇〇在住の娘さんと同居しているため、家庭菜園として使用していた部分も荒廃している状況であります。当該農地は、建物が建っていることなどから、農地復元は困難な状況でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第 31 号の番号 3 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 31 号、番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。番号 3 については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議 長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議 長： 農林業振興課。

農林業振興課： はい、農林業振興課からは特にございませんが、農業センターの方から稲刈りの進捗状況をご報告させていただきます。先ほど住田会長からご挨拶の中でもお話しされてましたが、おおむね 8 割ほど終了しているのではないかと思います。カントリーエレベーターの方も残り 110 ヘクタールほどと聞いており、順調にいけば日曜日で終わるのではないかと思います。以上です。

議 長： 土地改良区。

土地改良区：特にございません。

議 長： 農協。

農 協：特にございません。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

主 任： 【事務連絡】

議 長： それでは、次回、令和 3 年 10 月の農業委員会総会の日程であります、10 月 26 日、火曜日、午前 9 時からの予定といたします。お忙しい時期では

ありますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局長： ご起立願います。礼。

全員： 「ご苦労さまでした。」

閉会 午前 9時 8分